

日行連発第1868号
令和3年3月31日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

解体工事業許可の経過措置の延長について（周知）

建設業法における解体工事業許可の経過措置の終了については、「解体工事業許可の経過措置終了について（周知）」（令和3年2月25日付・日行連発第1639号）にてお知らせいたしましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による必要な講習機会の減少を受けて、令和3年3月31日までとされていた経過措置が令和3年6月30日まで延長されることとなりました。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【国土交通省ホームページ】

○とび・土工工事業の技術者を解体工事業の技術者とみなすこととする経過措置期間の延長について

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_frl_000001_00009.html

以上